

役員報酬規程の改正について

1 役員報酬規程改正の考え方

平成22年11月、人事院勧告に伴う一般職給与法改正が行われ、国の指定職職員の給与について、俸給月額については、約0.2%の引き下げになったこと、また、期末・勤勉手当（ボーナス）については、年間支給月数を引き下げ、2.85月分（標準）となったことから、当法人の役員の月例年俸及び業績年俸について、改正を行ったところである。

2 役員報酬規程の改正内容

(1) 月例年俸の改定

国の指定職職員に準じて、月例年俸の額について、約0.2%の引き下げを行った。

(2) 業績年俸の改定

国の指定職職員に準じて、業績年俸の額について、2.85月分（改正前3.0月分）に相当する額に改定した。

(3) 改正の実施時期

平成22年12月1日

国 がん 発 第 4 7 0 号
平成 2 2 年 1 2 月 1 日

厚生労働大臣 殿

独立行政法人国立がん研究センター
理事長 嘉山 孝 正



役職員に対する報酬等の支給の基準の変更について (届出)

今般、別添のとおり役職員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人通則法 (平成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 6 2 条及び第 6 3 条の規定に基づき届出を行います。

(変更規程)

- ・ 独立行政法人国立がん研究センター役員報酬規程
- ・ 独立行政法人国立がん研究センター職員給与規程
- ・ 独立行政法人国立がん研究センター非常勤職員給与規程
- ・ 独立行政法人国立がん研究センター非常勤医師及び研究員給与規程

平成22年12月1日規程第217号

独立行政法人国立がん研究センター役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立がん研究センター役員報酬規程（平成22年規程第18号）を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立がん研究センター役員報酬規程第8条及び附則第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績年俵の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俵は支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者（以下この項において「減額改定対象役員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象役員であった者で任用の事情を考慮して総長が別途定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち総長が定める日））において減額改定対象役員が受けるべき月例給、地域手当及び単身赴任手当（独立行政法人国立がん研究センター職員給与規程（平成22年規程第15号）第53条第3項を準用して得られる額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の職員であった期間その他の総長が定める期間がある役員にあっては、総長が定めた月数）を乗じて得た額
- 二 平成22年6月1日において減額改定対象役員であった者（任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。）に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年12月に支給する業績年俵の特例）

第3条 平成22年12月の業績年俵の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から第1号及び第2号に定

める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成22年12月1日に適用を受ける号俸に応じて附則別表により定める額
- 二 前号の額に第13条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額

(その他の事項)

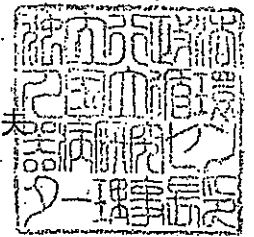
第4条 この規程による改正後の独立行政法人国立がん研究センター役員報酬規程の実施に必要な事項については、総長が別に定める。



国循発総第 10120101 号
平成 22 年 12 月 1 日

厚生労働大臣 殿

独立行政法人
国立循環器病研究センター
理事長 橋本 信夫



職員給与規程等の改正について

平成 22 年 12 月 1 日付けで下記規程を改正しましたので、別添のとおり届出いたします。

記

国立循環器病研究センター役員報酬規程

国立循環器病研究センター職員給与規程

国立循環器病研究センター非常勤職員給与規程

国立循環器病研究センター非常勤医師及び研究員給与規程

平成22年12月1日規程第69号

独立行政法人国立循環器病研究センター役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立循環器病研究センター役員報酬規程(平成22年規程第57号)を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する業績年俵に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター役員報酬規程第8条及び附則第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績年俵の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俵は支給しない。

- 一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者(以下この項において「減額改定対象役員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象役員であった者で任用の事情を考慮して総長が別途定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象役員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち総長が定める日))において減額改定対象役員が受けるべき月例給、地域手当及び単身赴任手当(独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程(平成22年規程第11号)第53条第3項を準用して得られる額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の職員であった期間その他の総長が定める期間がある役員にあっては、総長が定めた月数)を乗じて得た額
- 二 平成22年6月1日において減額改定対象役員であった者(任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。)に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年12月に支給する業績年俵の特例)

第3条 平成22年12月の業績年俵の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から第1号及び第2号に定

める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成22年12月1日に適用を受ける号俸に応じて附則別表により定める額
- 二 前号の額に第13条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額

(その他の事項)

第4条 この規程による改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター役員報酬規程の実施に必要な事項については、総長が別に定める。

精・神発第312号

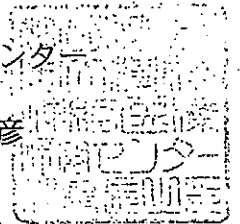
平成22年12月1日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

理事長 樋口 輝彦



役員に対する報酬等の支給の基準の変更の届出について

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。

平成22年12月1日規程第77号

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター役員報酬規程（平成22年規程第58号）を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立精神・神経医療研究センター役員報酬規程第8条及び附則第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績年俵の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俵は支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者（以下この項において「減額改定対象役員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象役員であった者で任用の事情を考慮して総長が別途定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち総長が定める日））において減額改定対象役員が受けるべき月例給、地域手当及び単身赴任手当（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程（平成22年規程第13号）第53条第3項を準用して得られる額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の職員であった期間その他の総長が定める期間がある役員にあっては、総長が定めた月数）を乗じて得た額
- 二 平成22年6月1日において減額改定対象役員であった者（任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。）に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年12月に支給する業績年俵の特例）

第3条 平成22年12月の業績年俵の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から第1号及び第2号に定

める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成22年12月1日に適用を受ける号俸に応じて附則別表により定める額
- 二 前号の額に第13条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額

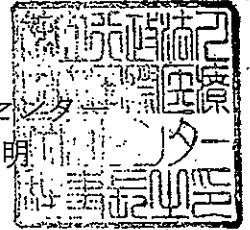
(その他の事項)

第4条 この規程による改正後の独立行政法人国立精神・神経医療研究センター役員報酬規程の実施に必要な事項については、総長が別に定める。

国際研セン発第 221201003 号
平成 22 年 12 月 1 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

独立行政法人国立国際医療研究センター
理事長 桐野 高明



役員に対する報酬等の支給の基準の変更の届出について

今般、別添のとおり役員に対する報酬の支給の基準を変更たので、独立行政法人
通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 62 条の規定に基づき届出を行います。

平成22年12月1日規程第74号

独立行政法人国立国際医療研究センター役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立国際医療研究センター役員報酬規程（平成22年規程第62号）を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立国際医療研究センター役員報酬規程第8条及び附則第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績年俵の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俵は支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者（以下この項において「減額改定対象役員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象役員であった者で任用の事情を考慮して総長が別途定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち総長が定める日））において減額改定対象役員が受けるべき月例給、地域手当及び単身赴任手当（独立行政法人国立国際医療研究センター職員給与規程（平成22年規程第14号）第53条第3項を準用して得られる額を除く。）の月額額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の職員であった期間その他の総長が定める期間がある役員にあっては、総長が定めた月数）を乗じて得た額
- 二 平成22年6月1日において減額改定対象役員であった者（任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。）に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年12月に支給する業績年俵の特例）

第3条 平成22年12月の業績年俵の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から第1号及び第2号に定

める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成22年12月1日に適用を受ける号俸に応じて附則別表により定める額
- 二 前号の額に第13条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額

(その他の事項)

第4条 この規程による改正後の独立行政法人国立国際医療研究センター役員報酬規程の実施に必要な事項については、総長が別に定める。



国成育発第184号
平成22年12月1日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

独立行政法人国立成育医療研究
理事長 加藤 達夫



役員に対する報酬等の支給の基準の変更について（届出）

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を変更しましたので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。

平成22年12月1日規程第93号

独立行政法人国立成育医療研究センター役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立成育医療研究センター役員報酬規程（平成22年規程第59号）を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立成育医療研究センター役員報酬規程第8条及び附則第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績年俵の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俵は支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者（以下この項において「減額改定対象役員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象役員であった者で任用の事情を考慮して総長が別途定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち総長が定める日））において減額改定対象役員が受けるべき月例給、地域手当及び単身赴任手当（独立行政法人国立成育医療研究センター職員給与規程（平成22年規程第11号）第53条第3項を準用して得られる額を除く。）の月額額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の職員であった期間その他の総長が定める期間がある役員にあっては、総長が定めた月数）を乗じて得た額
- 二 平成22年6月1日において減額改定対象役員であった者（任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。）に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年12月に支給する業績年俵の特例）

第3条 平成22年12月の業績年俵の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から第1号及び第2号に定

める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成22年12月1日に適用を受ける号俸に応じて附則別表により定める額
- 二 前号の額に第13条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額

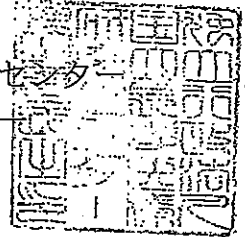
(その他の事項)

第4条 この規程による改正後の独立行政法人国立成育医療研究センター役員報酬規程の実施に必要な事項については、総長が別に定める。

長寿発総第022303号
平成23年2月23日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

独立行政法人国立長寿医療研究センター
理事長 大島 伸



役員に対する報酬等の支給の基準の届出について（変更）

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を定めましたので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。

平成22年12月1日規程第1号

独立行政法人国立長寿医療研究センター役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立長寿医療研究センター役員報酬規程（平成22年規程第5号）を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立長寿医療研究センター役員報酬規程第8条及び附則第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績年俵の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俵は支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者（以下この項において「減額改定対象役員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象役員であった者で任用の事情を考慮して総長が別途定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち総長が定める日））において減額改定対象役員が受けるべき月例給、地域手当及び単身赴任手当（独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程（平成22年規程第27号）第53条第3項を準用して得られる額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の職員であった期間その他の総長が定める期間がある役員にあっては、総長が定めた月数）を乗じて得た額
- 二 平成22年6月1日において減額改定対象役員であった者（任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。）に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年12月に支給する業績年俵の特例）

第3条 平成22年12月の業績年俵の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から第1号及び第2号に定

める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成22年12月1日に適用を受ける号俸に応じて附則別表により定める額
- 二 前号の額に第13条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額

(その他の事項)

第4条 この規程による改正後の独立行政法人国立長寿医療研究センター役員報酬規程の実施に必要な事項については、総長が別に定める。

附則別表

役員基本年俸表(がん・国際)

号俸	基本年俸額
	業績年俸額
	円
1	80,900
2	86,850
3	92,950
4	101,350
5	118,600

役員基本年俸表(成育)

号俸	基本年俸額
	業績年俸額
	円
1	80,900
2	86,850
3	92,950
4	101,350
5	108,950

役員基本年俸表(循環器・精神・長寿)

号俸	基本年俸額
	業績年俸額
	円
1	81,200
2	87,200
3	93,350
4	101,750
5	109,400

別 添

役員報酬規程新旧対照表

(がん・国際)

新			旧		
別表 役員基本年俸表			別表 役員基本年俸表		
号俸	基本年俸額		号俸	基本年俸額	
	月例年俸額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額
	円	円		円	円
1	8,688,000	2,913,200	1	8,712,000	3,075,000
2	9,360,000	3,138,500	2	9,384,000	3,312,200
3	10,056,000	3,371,900	3	10,080,000	3,557,800
4	11,004,000	3,689,800	4	11,028,000	3,892,500
5	12,720,000	4,265,200	5	12,756,000	4,502,400

(成育)

新			旧		
別表 役員基本年俸表			別表 役員基本年俸表		
号俸	基本年俸額		号俸	基本年俸額	
	月例年俸額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額
	円	円		円	円
1	8,688,000	2,913,200	1	8,712,000	3,075,000
2	9,360,000	3,138,500	2	9,384,000	3,312,200
3	10,056,000	3,371,900	3	10,080,000	3,557,800
4	11,004,000	3,689,800	4	11,028,000	3,892,500
5	11,868,000	3,979,500	5	11,892,000	4,197,400

(循環器・精神・長寿)

新			旧		
別表 役員基本年俸表			別表 役員基本年俸表		
号俸	基本年俸額		号俸	基本年俸額	
	月例年俸額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額
	円	円		円	円
1	8,688,000	2,924,600	1	8,712,000	3,087,000
2	9,360,000	3,150,800	2	9,384,000	3,325,200
3	10,056,000	3,385,100	3	10,080,000	3,571,800
4	11,004,000	3,704,200	4	11,028,000	3,907,700
5	11,868,000	3,995,100	5	11,892,000	4,213,900